

(別記第 1 号様式)

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号
電子メール @

野田市制施行 75 周年記念ロゴマーク使用承認申請書
野田市制施行 75 周年記念ロゴマークを使用したいので、下記のと
おり申請します。

使用する事業	
事業目的・概要	
使用目的	<input type="checkbox"/> 1 ポスター、チラシ、パンフレット <input type="checkbox"/> 2 1 以外の印刷物 (内容：) <input type="checkbox"/> 3 記念品 <input type="checkbox"/> 4 その他 (内容：)
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで ※最長で令和 8 年 3 月 3 1 日まで
添付資料	ロゴマークを使用する箇所がわかる見本、イラスト、写真等
備考	

※ 市使用欄

受付番号	
------	--

(裏面)

野田市制施行75周年記念ロゴマーク使用に係る承認条件

- 1 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 2 使用の承認を受けた用途にのみ使用し、市長が付した条件に従うこと。
- 3 使用の承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 4 ロゴマークを使用し、商標法による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。
- 5 別に定めるガイドラインに基づき正しく使用すること。
- 6 市長から要請があった場合は、ロゴマークを使用して作成した最終成果物を市長に提出すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、最終成果物の確認ができるものをもって代えることができる。
- 7 市長から要請があった場合は、ロゴマークの使用実態を報告すること。
- 8 事故、知的財産権の侵害等、ロゴマークの使用に起因する問題が発生しないよう、事前調査を含め使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。
- 9 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、その他各種法令を遵守すること。
- 10 使用者は、ロゴマークの使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、市長は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わない。
- 11 使用者は、ロゴマークの使用に起因する問題により野田市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。